

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における

重点的確認事項等について

1 重点的に確認を行うべき対象品目

今後、実施状況調査の結果については、

- (1) 措置済み (A) となった品目について、評価結果に基づいた措置となっているかどうかの確認に加え、
- (2) 過去 1 年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目、具体的には以下の品目について、重点的に確認を行う。
 - ① 調査時点で「審議会等の準備中 (F)」又は「その他 (G)」の段階にあり、評価結果通知後 1 年以上経過している
又は
 - ② 「審議会において審議中 (E)」以上の段階にあるが、各段階において 1 年以上進捗が見られない

2 具体的な重点的確認事項

上記 1 (2) に該当する品目 (滞留品目) については、食品の安全性確保の観点から、以下の (1)・(2) の双方に該当するかどうかを個別に確認する。

(1) 現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているか

- 例) ・現状でリスク管理措置が講じられておらず、新たな措置を講じるための評価である
- ・新たに遺伝毒性発がん物質と評価された
 - ・「暫定基準」がある場合で、評価結果に基づく ADI が「暫定基準」の策定時に参考とされた ADI より下がっている 等

(2) 曝露状況に関して不確実な要素があるか

- 例) ・国内登録がある (曝露が想定される)
- ・摂取量調査が行われておらず、曝露量が不明である
 - ・過去の摂取量調査結果において検出があった 等

3 確認結果を踏まえた対応

上記 1 (2) に該当する全品目(滞留品目)については一覧を作成の上、食品安全委員会に実施状況調査結果を報告するとともに、審議結果を含め、リスク管理機関へ連絡する。

また、上記 2 (1)・(2) 双方に該当する品目については、以下の対応を行う。

(1) 食品安全委員会におけるヒアリングの実施

以下の品目については、食品安全委員会において、リスク管理機関から

- ・曝露状況
- ・措置が遅れている事情
- ・現在の進捗状況、措置が講じられる時期の目途

についてヒアリングを実施する。

- ① 遺伝毒性発がん物質である等、措置が遅れることによる健康影響の可能性が必ずしも低いと推定できないもの

⇒ 評価結果通知後 1 年超の品目

- ② 全体的にみて、措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定されるもの

⇒ 評価結果通知後 3 年超の品目

※ なお、ヒアリング実施後、さらに 1 年以上進捗が見られない場合は、再度ヒアリングを実施する。

(2) 勧告・意見申出

上記 3(1)のヒアリング結果も踏まえ、

- ① 措置が遅れることによる健康影響の可能性が看過できない品目については、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号に基づく勧告

- ② その他、健康影響の可能性の大きさにかんがみ必要な品目については、同項第 5 号に基づく意見申出

等のリスク管理機関に対する必要な措置を講ずる。